

# 令和六年第五回

## 世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年三月十二日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長　ただいまから令和六年第五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、坂倉委員はオンラインで参加しております。なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していませんことを申し添えます。

まず、次第の1、令和六年第四回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長　御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案四件と事務局からの報告が二件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一　議案第十五号　世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱

○渡部教育長　議案第十五号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長　議案第十五号、世田谷区子どもの人権擁護委員の委嘱について御説明申し上げます。

本件は、世田谷区子ども条例に基づきまして、区長と教育委員会双方の附属機関として、世田谷区子どもの人権擁護委員を設置することに係り、現在の子どもの人権擁護委員三名のうち一名が今年の三月三十一日に任期満了になるとに伴い、次期委員を委嘱するため、提案するものでございます。

資料右上、二ページを御覧ください。1、委嘱対象者です。今回、お諮りいたしますのは、平尾潔氏でございます。平尾氏は、日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事をはじめ、資料に記載のとおり、子どもの権利に関する様々な活動を行っていらっしゃる方でございます。平成三十年度より子どもの人権擁護委員をされておりまして、令和五年度より代表擁護委員となっております。

2、任期です。任期は、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの三年間となります。なお、資料右上、三ページに世田谷区子ども条例の関係条文をおつけいたしておりますので、後ほど御確認ください。

最後に、本委嘱につきましては、教育委員会での議決と併せ、区長部局での決定をもって正式決定となります。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第十五号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。  
次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第十六号 世田谷区文化財保護審議会委員の委嘱

○渡部教育長 議案第十六号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第十六号、世田谷区文化財保護審議会委

員の委嘱について御説明いたします。

本件は、文化財保護審議会委員の任期が本年三月十三日に満了することに伴い、次期委員を委嘱する必要があるため、世田谷区文化財保護条例第五十五条の規定に基づきお諮りするものでございます。

資料二ページを御覧ください。委員には、建築、考古、民俗、美術、歴史など様々な分野から、文化財に関して高い見識を有する方々をお願いしたいと考えております。本日は、十一名の委員につきまして委嘱をお諮りいたします。表の備考欄に記載しましたが、委員十一名のうち七名は再任で、四名は新任となります。欠員の一名につきましては、今後、区の文化財行政に必要な分野が生じた際に、必要に応じて別途お諮りさせていただきます。

任期は、令和六年三月十四日から令和八年三月十三日までの二年間ですが、8の俵木氏のみ、始期が令和六年四月一日としております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十六号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。  
次に、日程第三を上程いたします。

「大野調整係長朗読」

日程第三 議案第十七号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第十七号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の

説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、私からは、議案第十七号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、このたび区議会定例会において職員の育児休業等に関する条例の一部改正が行われました。これに伴いまして、本規則について一部を改正する必要が生じたもので、提案するものでございます。併せまして、職員の柔軟な働き方を推進する観点から、夏季休暇の承認期間の見直しを行おうとするものでございます。

三ページ目を御覧ください。新旧対照表でございます。第八条につきまして、育児休業法の改正に伴いまして、養育里親に関する規定の部分の改正をしております。こちらのところを削除するという改正でございます。

それから、第二十七条にございますが、夏季休暇につきまして、従来、七月一日から九月三十日までの期間としていたものを、六月一日から十月三十一日までの期間に夏季休暇の取得できる期間を長期化しようとするものでございます。

施行予定日につきましては、いずれの改正につきましても令和六年四月一日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十七号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第四を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第四 議案第十八号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立小学校教師用指導書）の取得）

○渡部教育長 議案第十八号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 それでは、議案第十八号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（区立小学校教師用指導書）の取得）につきまして御説明いたします。

本件でございますが、予定価格が六千万円以上の物品購入の契約ということで、地方自治法及び世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づきまして区議会の議決案件となっており、議案提出に先立ちまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定により、世田谷区議会第一回定例会への議案提出に先立ち、区長より意見を求められましたので、御審議いただくものでございます。

四ページを御覧ください。本契約による取得物は小学校教師用指導書で、随意契約での契約となります。

契約金額は一億八千八百五十二万九千五百五十円、契約の相手方は、東京教科書供給株式会社、納期は令和六年四月三十日となっております。

五枚目、次のページでございますが、参考といたしまして、購入物品、納入場所等を記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第十八号について採決を行います。  
本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。  
それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)教育長臨時代理の報告（令和六年四月一日付教育委員会事務局幹部職員  
の配置）、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年四月一日付教育委員会事務局幹部職員  
の配置に関します教育長の臨時代理による決定について御報告させていただきます。  
きます。

資料の1、主旨でございます。本件は、内示日である三月八日より前までに  
教育委員会の承認を得る必要がございましたが、教育委員会を招集するいとま  
がなかったため、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執  
行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により三月六日に決定  
をいたしました。

2の幹部職員の異動者でございますが、資料右上、二ページ以降におつけし  
ております転出、転入それぞれの名簿のとおりでございます。

3の発令年月日は、記載のとおり、令和六年四月一日となります。  
私からの御報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、  
どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)令和五年度世田谷区立小・中学校教育管理職感謝状贈呈式の実施につい

て、本件に関して、山本教育指導課長より説明をお願いします。

○山本教育指導課長 それでは、令和五年度世田谷区立小・中学校教育管理職感謝状贈呈式の実施について御説明いたします。

資料を御覧ください。まず、1の目的ですが、本年度末をもって退職または降任する世田谷区立小・中学校の教育管理職に対しまして、多年にわたり世田谷区の学校教育の向上に尽力し、教育行政の進展に貢献したことに感謝の意を表しまして、感謝状を贈呈するものでございます。

2の対象者ですが、令和六年三月三十一日付で退職または降任する区立学校の校長、副校長でございます。ただし、定年退職後に管理職として暫定再任用される方や暫定再任用を継続される方は、本年度の対象とはいたしません。なお、令和五年度は定年延長の兼ね合いから、定年退職者はありません。

3、実施内容でございます。三月二十九日金曜日の午後二時三十分から区議会大会議室におきまして、記載の内容のとおり実施する予定でございます。

4、出席予定者でございますが、(1)区長部局からは区長が、(2)教育委員会からは、教育長と記載の幹部職員等が参加する予定でございます。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (3)その他の連絡事項等はないませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は、資料配付が一件ございますので、御覧になっておいてください。

それでは、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

追加議事日程資料を御準備願います。

本件を本日の議事日程に追加したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本日の議事日程に追加することを決定いたします。

追加日程は個人情報に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条の規定により、非公開の会議といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、追加日程の審議は非公開の会議により行います。

また、追加日程の審議終了後に非公開の会議を解き、本日の委員会を閉会いたします。

なお、その際には、退席した事務局職員の再出席は求めないこととします。非公開の会議に当たりましては、関係職員として、知久教育政策・生涯学習部長、小泉学校教育部長、宇都宮教育総合センター長、井上教育総務課長、前島学校職員課長、山本教育指導課長、井元学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）、加藤教育相談課長、書記の大野教育総務課調整係長の出席いたします。

また、坂倉委員におかれましては、オンライン会議を終了させていただきます。

それでは、ほかの事務局職員及び速記者は御退席をお願いいたします。

午前十時十五分非公開の会議開始

〔非公開の会議〕

午前十時二十八分非公開の会議終了

○渡部教育長 再開いたします。

今回の教育委員会は三月二十二日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十九分閉会